

**令和6年度 沼津市まちなか公共空間活用等促進業務委託
プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本実施要領は、「令和6年度 沼津市まちなか公共空間活用等促進業務委託」（以下「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名
令和6年度 沼津市まちなか公共空間活用等促進業務委託
- (2) 業務内容
別紙「令和6年度 沼津市まちなか公共空間活用等促進業務委託公募仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年3月28日（金）まで
- (4) 提案限度額
13,859,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 都市計画部 まちづくり政策課 まちづくり推進係
担 当：臼井、寒河江（さがえ）
住 所：〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 沼津市役所5階
電 話：055-934-4886（直通）
メール：ppp@city.numazu.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、契約候補者の選定後から契約締結までの間において、次に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約候補者の選定を取り消すことがある。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。ただし、再生開始の決定を受けている者又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 令和元年度以降に、仕様書に示すような公共空間や地先空間を活用した社会実験の実務実績があること。同種業務実績表（様式 4）にて実績として認めるか否か判断するので、できるかぎり詳細に記載すること。
- (7) 2 以上の者が共同体を結成して申請することを認める。その場合は、共同体として上記(1)～(6)の条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
 - ① 構成員は共同体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定や管理運営等に全ての責任を持つこと。
 - ② 参加申込み以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申込み時に、共同体を結成したことが分かる協定書又はこれに準ずるものの写しも提出すること。なお、協定書等には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

内 容	実施期間
募集開始	令和 6 年 6 月 18 日（火）ホームページに公表
質問の受付	令和 6 年 6 月 19 日（水）から 令和 6 年 6 月 26 日（水）午後 5 時まで
質問の回答	令和 6 年 7 月 1 日（月）までに随時
参加申込書及び企画提案書等の提出	令和 6 年 7 月 2 日（火）から 令和 6 年 7 月 16 日（火）午後 5 時まで
参加承認の通知	令和 6 年 7 月 17 日（水）までに随時
選定委員会（プレゼンテーション）	令和 6 年 7 月 23 日（火）
選定結果の通知	令和 6 年 7 月 25 日（木）
契約締結	令和 6 年 8 月中旬

※公表方法は、沼津市ホームページへの掲載とする。

※上記のスケジュールは変更する場合がある。その際は、市ホームページでお知らせするので随時確認すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問期間

令和6年6月19日（水）から 令和6年6月26日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式1）に質問内容等を記載し、電子メールにより担当部署へ提出すること。また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問者に随時回答する。なお、全ての質問に対する回答は、令和6年7月1日（月）までに沼津市ホームページに掲載する。質問者については公表しない。

7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和6年7月2日（火）から 令和6年7月16日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

「7-1 参加申込」及び「7-2 企画提案書」に記載の書類を用意し、持参または郵送により担当部署へ提出すること。持参による場合は、事前に担当部署へ連絡するとともに、午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く。）の間に提出すること。

7-1 参加申込

(1) 提出書類（各1部）

① 参加申込書（様式2）

② 会社概要（様式自由、パンフレット等でも可）

③ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式3）

④ 登記簿謄本等（申込日より3か月以内に発行されたもの）

・法人登記している場合・・・履歴事項全部証明書の写し

・個人事業主の場合・・・代表者身分証明書の写し

⑤ 財務諸表（直近事業年の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

⑥ 納税証明書（申込日より3か月以内に発行されたもの。課税があるもののみ提出。）（市内に本社又は営業所のない者は、⑥-3 国税納税証明書のみ提出）

⑥-1 市税納税証明書

・法人登記している者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

・個人事業主の場合は市県民税納税証明書（最新のもの）

⑥-2 沼津市固定資産税納税証明書（最新のもの）

⑥-3 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

・法人登記している者は「その3」又は「その3の3」

・個人事業主は「その3」又は「その3の2」

⑦ 参考見積書（様式自由、押印不要）

⑧ 共同体の協定書等の写し（様式自由）（参考様式は別添参照）

⑨ 代表者への代表権委任状（様式自由）

※提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。

※沼津市入札参加資格者名簿に登録されている者は、③④⑤⑥の書類は不要。

※⑧⑨は該当する者のみ。

7-2 企画提案書

(1) 提出書類（各6部）

- ① 企画提案書（様式自由）
- ② 想定工程表（様式自由）
- ③ 同種業務実績表（様式4）
- ④ 実施体制調書（様式5）

(2) 留意事項

- ① 上記①～④の書類について、提案者を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないこと。
- ② 様式自由の書類について、A4判での作成を基本とする。A4判より大きいサイズを用いる場合は、必ずA4サイズに折り込むこと。
- ③ 企画提案書について、表紙・目次・裏表紙を除き20ページ以内とすること。また、図や表などを使用し、読み手にとって見やすく、分かりやすい表現とするように努めること。
- ④ 見積書について、仕様書の項目別の金額が分かる内訳書を添付すること。
- ⑤ 提出書類は、順番通りにファイルに綴じ、インデックスを付けること。

8 提案する内容

提案する内容は、本要領「15 参考資料」に示す報告書等を閲覧し、これまでの取組みの詳細を把握した上で、別紙仕様書「3 業務内容」に示す下記内容について提案すること。また、本業務の目的を達成するため、本市の要求事項だけにとらわれず、提案者の専門性を活かした提案に努めること。

(1) まちなか滞留・回遊に関する社会実験

- ・社会実験の開催場所と滞留や回遊行動促進のための仮説
- ・社会実験の実施時期と期間
- ・社会実験の効果検証方法
- ・社会実験を安全実施、安全管理する方法
- ・社会実験の空間イメージを示した平面図又はパース等

(2) 公共空間活用に向けた地元関係者の仕組みづくり支援

- ・地元関係者が参画する企画内容

(3) まちづくりに関する情報発信業務

- ・情報発信の方法

9 参加承認の通知

提出書類の確認後、本プロポーザルへの参加の承認について、令和6年7月17日（水）までに電子メールにて通知する。なお、参加を否認された者は、市にその理由の説明を求めることができる。

10 選定

(1) 選定方法

提出書類の内容とプレゼンテーションをもとに、市が設置する契約候補者選定委員会において評価し、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。ただし、評価点の合計得点の平均が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。なお、評価点が最も上位の者が何らかの事由により業務を履行することが困難となった場合は、次に評価点が高い者から順に協議を行う。

(2) プレゼンテーション

ア 開催日

令和6年7月23日（火）予定

イ 開催方法等

- ・発表時間等は1参加者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）とする。
- ・日時、会場、当日の注意事項等は、参加承認の通知と併せて通知する。
- ・プレゼンテーションにスライドを使用したい場合は、参加承認の通知を受領後、速やかに申し出ること。
- ・スライドは提案内容を分かりやすく伝えるために使用できるものであり、企画提案書に記載のない新たな提案内容を盛り込むことは認めない。
- ・プロジェクターとスクリーンは市で用意するが、パソコンは各自で用意すること。
- ・プレゼンテーションの際は、自社名を明かしてはならない。
- ・プレゼンテーションの出席者数は1参加者につき3名までとし、説明者は本業務の主担当者とする。

(3) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

(4) 選定結果の通知

全参加者に対し、令和6年7月25日（木）までに電子メールにて通知するとともに、契約候補者と選定された者を沼津市ホームページに掲載する。なお、各参加者の結果については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類が提出期間内に提出されなかった場合。

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした場合。
- (5) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (6) プレゼンテーション審査の会場に指定時間までに来場しなかった場合。
- (7) 第三者の知的財産権を侵害する行為があった場合。

12 契約締結

(1) 契約締結方法

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであることから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。契約書は沼津市業務委託契約約款を含めるので、事前に確認しておくこと。

(市ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 沼津市業務委託契約約款 (PDF))

(2) 支払い条件

本契約の支払い条件については、原則、沼津市業務委託契約約款に基づくが、契約候補者から前払金の割合等の変更を求められた場合は、双方の協議の上決定する。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の知的財産権は、参加者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルの報告等で必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。
- (3) 提出書類における記名・押印は、全て沼津市入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (4) 1 団体につき提案は 1 つとし、複数の提案は不可とする。

15 参考資料

本プロポーザルに参加する上で参考となる資料は以下のとおり。(1)～(3)について、閲覧を希望する者は、沼津市情報公開条例（平成 12 年沼津市条例第 37 号）の規定に基づく公文書

の開示請求の手続きをすること。また、当該資料の取り扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。(4)～(6)については、特に手続きすることなく、希望する者に提供する。

- (1) 令和3年度 沼津駅周辺地区まちなかウォークブル推進に向けた検討業務委託報告書
(抜粋)
- (2) 令和4年度 沼津駅周辺地区まちなかウォークブル推進等業務委託報告書 (抜粋)
- (3) 令和5年度 沼津駅周辺地区まちなかウォークブル推進等業務委託報告書 (抜粋)
- (4) 沼津市中心市街地まちづくり戦略
- (5) 沼津市公共空間再整備計画
- (6) 沼津市都市空間デザインガイドライン

別表 評価項目

評価項目		判断基準	配点	合計 得点
企 画 提案力	的確性 整合性	・本業務の主旨を十分に理解した提案となっており、提案の方向性は間違っていないか。	20	60
	具体性	・“ヒト中心のまちづくり”に繋がる有効な提案か。 ・回遊性の向上が図られる提案となっているか。 ・周辺商店街や沿道事業者など、取り組む仲間を増加させる提案が計画されているか。 ・道路活用に当たって、安全性が十分に考慮された提案となっているか。	20	
	独創性	・提案者の経験やノウハウを活かした、他には見られない提案か。 ・公共空間活用社会実験において、居心地の良い空間となるよう工夫された提案となっているか。	10	
	実現性	・提案内容を確実に実施できるスケジュールであり、手法や手順が明確で十分な説得力があるか。	10	
業務遂行 能力	実績	・同種業務の実績があり、ノウハウが活かされるか、また、業務を進めるに当たっての独自の強み等があり、これらの強みが発揮できるか。	20	40
	実施体制	・専門性、資格が適正な担当者が配置されており、本業務が円滑に進められる体制が整っているか。 ・周辺商店街や沿道事業者、地域住民との連携・調整が円滑に進められる体制となっているか。	20	
合 計			100/100	

「プレゼンテーション審査について」

※各審査委員の平均得点が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

※評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

- (1) 「企画提案力」の高い者を上位とする。
- (2) (1)も同点の場合は、選定委員から意見を聞き、選定委員会において順位を決定する。